

「CIT-No.1 株を利用して生産された L-シトルリン」に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和4年8月31日～令和4年9月29日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1件
4. 意見・情報及び食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会の回答

意見・情報*	食品安全委員会の回答
<p>現状の科学レベルで、どこまで遺伝子組換え品のリスクが解明しているのでしょうか？</p> <p>また、評価にあたっては、既存品とのリスク比較が行われて、増大しないというだけであり、遺伝子組換え品の中長期的リスクはわかっていません。</p> <p>R4年9月現在で、「安全性審査」が終了した食品は9品目、331品種、添加物は74品目となっている状況で、今後も際限なく拡大していくのでしょうか？。</p> <p>一旦立ち止まって、未解明の部分が大きい（それにさえ気づいていない）遺伝子組換え品の使用は中止して、そういうものを含まない食品に回帰していくべきです</p>	<p>この食品健康影響評価は、食品安全基本法第11条第3項に基づき、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて行ったものです。</p> <p>本食品については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」（平成17年4月28日食品安全委員会決定）を準用し、L-シトルリンの精製度や生産菌株に由来する非有効成分の含有量等について確認を行いました。</p> <p>その結果、本食品は、製造工程において、生産菌は除去され含まれておらず、また、本食品は結晶化により高度に精製され、発酵副生成物等の非有効成分が除去されていること等から、改めて「遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準」（平成20年6月26日食品安全委員会決定）による評価を行う必要はなく、使用形態が現行と同等である場合</p>

	<p>に限り、比較対象とした従来食品と同等の安全性が確認されたと判断しました。</p> <p>なお、遺伝子組換え食品等の使用についての御意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、厚生労働省へお伝えします。</p>
--	---

※ 頂いた意見・情報はそのまま掲載しています。